

令和5（2023）年度

教育委員会の点検・評価報告書

【令和5年度事業】



第2回 片品村ウォークラリー大会
〔令和5年10月1日〕

令和6年3月

片品村教育委員会

平成20年4月から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「法」という。)の一部が施行され、各教育委員会は、毎年、教育行政事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが規定されました。

片品村教育委員会では、法第26条の規定に基づき、毎年度末に当該年度事業の点検・評価を行い、議会に提出し公表しております。

本報告書は、令和5年度事業の点検・評価を行ったものです。

ご一読いただき教育委員会の取組についてご意見等をお寄せください。

今後とも、村民の皆様の生涯にわたって学び続ける教育環境の整備・充実を図るとともに、子どもたちの「生きる力」を育む教育の推進に努力してまいります。

令和6年3月

片品村教育委員会

片品村教育委員会名簿

教育長	萩原 明 富
委員(教育長職務代理者)	矢内 洋 子
委 員	大竹 光 一
委 員	星野 幸 一
委 員	永井 清 香

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

第26条

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務、その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

目次

1 はじめに	1
2 教育委員会議の開催と審議状況	1
3 教育委員会協議会の開催状況	2
4 教育委員会に関わるその他の活動	2
5 具体的な推進施策の取り組み状況	3
(1)点検・評価の方法	3
(2)点検・評価の構成	3
(3)点検・評価の対象	4
(4)評価結果	
1 「安心・安全に学べる環境」をつくる	5
2 「確かな学力」を身に付ける	11
3 「豊かな心」を育てる	19
4 「健やかな体」をつくる	27
5 「ふるさと片品を愛する心」を育てる	35
6 「人のつながりを大切にした学びあい」を進める	39
資料	45

1 はじめに

平成18年12月、教育基本法が制定以来約60年ぶりに全面改正され、さらに学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の教育三法が改正されるなど、教育委員会を取り巻く環境は大きく変化しています。

とりわけ、地方の教育行政推進に責任を持つ教育委員会のあり方が問われている中、本村では変化する社会に対応し、教育改革の動向を踏まえ、村民の参画と協働を積極的に推進し、村民の信頼を高め、開かれた教育行政の推進と教育関係者の資質向上に努めているところです。

また、様々な事業を制限せざるを得ない原因となっていた新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが「5類感染症」となったことにより、原則行動制限がなくなり、様々な事業を推進できる状況となりました。

このような状況の中で、教育委員会においては、教育委員会議をはじめ文化協会、体育協会や各種団体の皆様と意見交換をしながら、教育委員会の各種事業の推進についての見直し等を行い、アフターコロナを見据えた地方教育行政を推進しています

この報告書は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規程に基づき、令和5年度事業の教育委員会活動を振り返るとともに、教育委員会が示す「令和5年度片品村教育行政方針」の具体的な推進施策について、教育委員会自らが事務の進捗状況等について点検・評価を実施、作成したものです。

2 教育委員会議の開催と審議状況

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条に定める職務について、同法第25条及び「教育長に対する事務委任規則」の規定に基づき、令和5年度は合計で15件について審議しました。

議案番号	件名	議決日
議案第 1号	令和5年度片品村学校運営協議会委員の任命について	R5. 4. 3
議案第 2号	令和5年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について	R5. 7. 13
議案第 3号	令和6年度使用教科用図書の採択について	R5. 7. 13
議案第 4号	令和5年度末利根沼田地区教職員人事に関する基本方針について	R5. 9. 20
議案第 5号	利根・沼田地区年度末人事(山平交流)申合せ書について	R5. 9. 20
議案第 6号	片品村立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則について	R5. 12. 7

議案第 7号	片品村学校教職員住宅管理規則の一部を改正する規則について	R6. 1. 22
議案第 8号	令和6年度片品村教育方針の設定について	R6. 3. 19
議案第 9号	令和5年度片品村教育委委員会の点検・評価について	R6. 3. 19
議案第 10号	県費負担教職員人事の内申について	R6. 3. 19
議案第 10号	県費負担教職員人事の内申について	R6. 3. 19
議案第 11号	片品村社会教育委員の委嘱について	R6. 3. 19
議案第 12号	片品村学校運営協議会委員の委嘱について	R6. 3. 19
議案第 13号	片品村スポーツ推進委員の委嘱について	R6. 3. 19
議案第 14号	片品村文化センター設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について	R6. 3. 19
議案第 15号	給食費の改定について	R6. 3. 19

3 教育委員会協議会の開催状況

教育委員会協議会を合計で9回開催し、片品村立学校のあり方や教育行政の運営等について協議を行いました。

第 1 回 令和5年 4月 3日	第 7 回 令和6年 1月22日
第 2 回 令和5年 5月17日	第 8 回 令和6年 2月16日
第 3 回 令和5年 7月13日	第 9 回 令和6年 3月19日
第 4 回 令和5年 9月20日	
第 5 回 令和5年10月18日	
第 6 回 令和5年12月 7日	

4 教育委員会に関わるその他の活動

次の事業について後援をしました。

年 月 日	事 業 名
令和5年8月18日～ 令和5年9月29日	令和5年度群馬県特別支援教区研究会知的障害教育部会 第66回夏季研修会

令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和5年度文化会館自主文化事業
令和5年9月3日	第5回丸沼高原日光白根アセント
令和5年9月1日～ 令和6年3月31日	ぐんままるごと健康チャレンジ2023
令和5年8月19日～ 令和5年8月21日	第9回Summer Baseball Festival in Oze
令和5年10月14日～ 令和5年10月15日	第9回OZEIWAKURA SKY VALLEY
令和5年10月29日	第2回尾瀬戸倉尾瀬国立公園マウンテンマラソン
令和5年9月9日	日本遺産フェスタ@赤岩ふれあい感謝祭
令和5年9月～ 令和5年12月15日	アフガニスタンへ愛のランドセルを送る運動
令和6年2月10日	第3回かたしな高原スノーランニング
令和6年5月5日	ロジェ・ワーグナー合唱団2024 ～フェスタ！ゴスペル！サマータイム！～

5 具体的な推進施策の取り組み状況

(1) 点検・評価の方法

点検・評価に当たっては、令和2年度に策定した第2次片品村教育振興基本計画(前期)の中で定めた、各事業ごとの現状と課題・取組の方向・事業の概要・達成目標について、令和5年度の成果・評価を示しています。

(2) 点検・評価の構成

① 評価対象

第2次片品村教育振興基本計画(前期)に掲げられた20項目ごとに点検・評価を行っています。

② 事業内容等

各事業ごとの現状と課題・取組の方向・事業の概要・達成目標を明らかにし、成果・評価も示しています。

③ 評価

達成目標に対し、取組の進捗状況などを踏まえ、有識者の方からの意見・助言を参考にしながら、次の4段階評価を行っています。

- A: 期待以上の成果が得られた
- B: 事業の目的はおおむね達成できた
- C: 事業の目的が十分達成できなかった
- D: 事業の見直しが必要である

(3)点検・評価の対象

点検・評価の対象は、「第2次片品村教育振興基本計画(前期)」の具体的な推進施策と
しています。

○評価項目一覧

1)「安心・安全に学べる環境」をつくる

1 保・小・中の一貫性のある教育を実現する	B
2 個に応じた教育的支援を推進する	B
3 子どもたちの安全を確保する	B

2)「確かな学力」を身に付ける

4 質の高い学習指導を推進する	B
5 学校力の向上を推進する	B
6 読書環境を豊かにする	B
7 地域と連携した学校づくりを推進する	B

3)「豊かな心」を育てる

8 道徳教育を推進する	B
9 人権教育を推進する	B
10 家庭教育を支援する	B
11 豊かな体験活動の充実を図る	B

4)「健やかな体」をつくる

12 健康・体力づくりを推進する	B
13 地域の特長を活かした食育を推進する	B
14 スポーツへの関心を高め活動を推進する	A
15 公共体育施設の有効利用を図る	B

5)「ふるさと片品を愛する心」を育てる

16 地域の伝統と文化の価値を再発見し継承する	B
17 豊かな自然を活かした環境教育を推進する	B

6)「人のつながりを大切にしたい学びあい」を進める

18 子どもたちの居場所づくりの充実を図る	B
19 文化・芸術活動を推進する	B
20 生涯学習を推進する	B

第1「安心・安全に学べる環境」をつくる

第1-(1) 心穏やかに学べる環境をつくる

取組 1 幼保・小・中の一貫性のある教育を実現する

○現状と課題

- ・ 小学校、中学校の接続については、義務教育9年間を通じて、子供たちに必要な資質、能力を確実に育むことを目指し、小中学校間の連携の取り組みの充実が求められます。
- ・ 就学前の教育は保育所が行っており、小学校との連携の機会が限られています。
- ・ 子どもたちに、将来の夢や目標を持たせることや、個々の子どもたちが自分に自信を持ちのびのびと活動できる環境をつくるのが課題であると考えられます。

○取組の方向

- ・ 幼児の段階から、よりよい生活習慣を身につけ、スムーズに就学できるよう、保育所と小学校との連携を推進します。
- ・ 一人一人の子どもが、それぞれの夢や目標を持ち、自信を持って活動できるように小学校と中学校で子どもたちのようすを情報交換するとともに、9年間の発達段階を見通した計画的な活動や指導体制を充実させます。
- ・ 児童生徒1人に1台端末が整備され、新たな時代に対応したICT環境を整え学習方法を検討します。

○事業の概要

- ・ 関係機関による連携体制の充実
保育所・小学校・中学校での子どもたちのようすや、保育士・教職員の取組の状況を互いに共有できる場をつくり、それぞれの教育に生かせるようにします。
- ・ 児童生徒が自信と夢を持てる教育の推進
小学校と中学校とで教育課程の編成における連携について検討します。

○達成目標

目標の概要	基準年度の状況 R2年度	目標年度の状況 R7年度
保育所・小学校・中学校の連携強化	連携強化を図る	連携の実践

第1「安心・安全に学べる環境」をつくる

○事業の成果

- ・「片品村学校運営協議会」を活用して、管内小中学校間の情報交換をしました。
- ・小学校では保育所と連携し、子どもたちの様子を情報交換するなどして、新入学の子どもたちの心の負担を取り除くことに努めました。
- ・教育支援委員会幼児支援部会を開催し、すべての児童を保育所から小学校への移行をスムーズにし、特別なニーズのある児童について適切な支援を早期から実施するようにしました。
- ・教育支援委員会フォローアップ会議を開催し、小学校入学後まもなくの新入生の様子について、現一年担任と保育所の元担任等が情報交換をし、児童のより充実した小学校生活を保証するための資料としました。
- ・小中学校の特別支援学級及び村内に在住する特別支援学校の児童生徒で交流会を通じて、片品村の特産品に郷土理解を深め、集団行動や公衆道徳を学ぶことができました。
- ・英語の学習について、小学校と中学校の教職員及びALT(外国語指導助手)により学習内容や指導法などの共通理解ができました。

○事業の評価 B

- ・引き続き「学校運営協議会」による小中学校との情報交換や、保育所との情報交換と相互参観を継続します。
- ・小学校入学後まもなくの新入生の様子について、担任と保育所の元担任等が情報交換をし、児童のより充実した学校生活を送れるようにしました。

第1「安心・安全に学べる環境」をつくる

第1-(1) 心穏やかに学べる環境をつくる

取組 2 個に応じた教育的支援を実施する

○現状と課題

- ・ 少子化の影響で遊びや体験を通して人間関係を学ぶ機会が減少しています。また、不登校やいじめ等の悩みを持っている子どもたちや保護者への、教育相談等の支援体制は十分とはいえない状況にあります。
- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒に対しては、子どもにとってよりよい学習環境を準備するようにしていますが、組織的な取組等十分とはいえない状況にあります。
- ・ 短期大学、専門職短期大学、専門職大学及び大学の修学に必要な教育資金を村内金融機関等から借入れに対し利子補給をしており、有用な人材の育成に努めています。

○取組の方向

- ・ 児童一人一人の実態に即した、組織的な指導・支援の充実を図るために、特別支援教育コーディネーターを中心に校内教育支援委員会の活性化を図ります。
- ・ 通級指導教室の更なる質的向上を目指すとともに、保護者への周知を含め共通理解を深めながら特別支援教育を推進していきます。
- ・ 悩みを持っている子どもたちや保護者に対応するため、学校の体制を整えるとともに、必要に応じて学校以外でも相談できる体制づくりを推進します。
- ・ 奨学資金貸与制度の継続的な有効活用による有用な人材の育成に努めます。
- ・ 通常の紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒に対し、デジタル教科書の使用を検討します。

○事業の概要

- ・ 保育所・小学校支援部会の開催
子どものようすを情報交換し、早く適切な支援ができるようにします。
- ・ 教育相談の充実
悩みを持つ子どもや保護者が、学校以外で相談できる場をつくれます。
- ・ デジタル教科書の導入
デジタル教科書の早期導入を検討し、学びの保守充実を図ります。

○達成目標

目標の概要	基準年度の状況 R2年度	目標年度の状況 R7年度
保育所・小学校支援部会の開催回数	年 2 回	年 4 回
相談窓口の設置	—	設置する

第1「安心・安全に学べる環境」をつくる

○事業の成果

- ・ 学校では、教育相談を設けたり、また必要に応じて子どもたちや保護者との相談の機会をつくり、悩み等の早期解決に向けて努力しました。県から配置された、スクールカウンセラー等の活用により効果を上げています。
- ・ 特別な支援を必要とする子どもたちに適切に早く支援ができるよう、教育支援委員会を年3回開催し、保育所・学校・保健福祉課との連携体制を強化しました。
- ・ 奨学資金貸与制度を活用し、就学意欲を高め健全な制度活用を図ることができました。令和5年1月現在の貸与人数は23名です。
- ・ 現在の奨学金制度を廃止し、新たに教育ローン利子補給交付制度を創設し、幅広く教育の振興を図ることとしました。
- ・ デジタル教科書を導入し、児童生徒1人1人の理解度や学習状況を確認できるようになりました。

○事業の評価 B

- ・ 学校において、子どもや保護者への教育相談が効果的に実施されているので、より一層充実できるように努力します。
- ・ 悩みの相談は、学校以外での相談窓口の設置について、保健部局等と連携しています。
- ・ 教育支援体制の充実に向け、小中学校や保育所及び役場内の他部局との協力体制をつくり、効果が出てきているので、今後も機能の充実に努めます。
- ・ 奨学資金貸与制度については、今年度は積極的に長期の滞納者への督促を行いました。今後も適切な運用を図り滞納者の減少に努めます。

第1「安心・安全に学べる環境」をつくる

第1-(2) 人と環境にやさしい学校をつくる

取組 3 子どもたちの安全を確保する

○現状と課題

- ・学校では、子どもたちの安全を確保するため、避難訓練をはじめとして、安全に対する意識を高める活動を実施しています。
また、危機管理マニュアルを作成し、万が一に備えた連絡体制の整備を行っています。
- ・学校施設や設備の定期的な安全点検を実施するとともに、不備がある場合には早期に対応・改善できるようにしています。

○取組の方向

- ・子どもたちへの安全教育と学校における危機管理の向上を図ります。
- ・学校の施設・設備の計画的な整備と、日常の安全点検および危険箇所への早期対応を推進します。
- ・学校・家庭・地域・各団体と連携を図り、スクールバスでの登下校時や夜間等の子どもたちの安全確保に努めます。

○事業の概要

- ・安全教育の推進
火災・地震・不審者等に対応した避難訓練を行うとともに、日常の学校生活における自他の安全への意識を高めるようにします。
国が示す「新しい生活様式」を実践し感染症対策を実施します。
- ・安全点検の徹底
学校施設の安全点検の徹底と、危険箇所への早期対応を実施します。
- ・登下校時や夜間等の安全確保
学校や団体等の防犯パトロール等の取組を支援します。
スクールバスによる児童生徒の送迎時の安全確保に努めます。

○達成目標

目標の概要	基準年度の状況 R2年度	目標年度の状況 R7年度
学校での避難訓練の回数 (村内の学校の合計実施回数)	6回	基準年度と同じ回 数を実施する
登下校時の安全の確保	小中学校で現状どおり取り組む	

第1「安心・安全に学べる環境」をつくる

○事業の成果

- ・ 危機管理マニュアルの確認と避難訓練(小学校:火災1回、地震1回、不審者1回
中学校:火災1回、地震1回、不審者1回)を計6回しました。
また、中学校では自衛隊の方を講師としてお呼びして、防災の講演も行いました。
- ・ 学校で実施する安全総合点検(年3回)実施しました。
- ・ 小学1年生に防犯ブザーを貸与しました。
- ・ 通学路安全点検を実施し、児童への指導徹底をしました。
- ・ スクールバス全車にアルコール消毒を設置し、児童生徒の感染症対策に努めました。
- ・ スクールバスの児童生徒の置き去り事案がないよう、運行後の車内点検を徹底しました。また、車内点検サポートシステムを設置しました。

○事業の評価 B

- ・ 学校での避難訓練や交通安全教室など計画的な安全教育の取り組みにより、児童生徒の安全意識の向上を図ることができました。
- ・ 学校施設や通学路の安全点検と整備を実施し、児童生徒の安全確保に努めました。
- ・ 防犯パトロール等の児童生徒の安全確保のための事業実施に当たり、学校・家庭・地域が連携して取り組むことができました。
- ・ スクールバスでの徹底した感染症対策及び安全管理に取り組むことができました。

第2「確かな学力」を身に付ける

第2-(1) 基礎・基本を身に付ける

取組 4 質の高い学習指導を推進する

○現状と課題

- ・全国学力学習状況調査では、片品の子どもたちは知識・技能の定着の度合いは高いが、知識を活用する力が低い状況にあります。
- ・小規模校で子どもの人数が少ないがために、子どもどうしの切磋琢磨、多様なものの見方・考え方に触れる機会が少なくなっています。
- ・自ら考え・まとめ・伝える力と豊かなコミュニケーション能力の育成が必要です。

○取組の方向

- ・すべての子どもたちが、楽しく満足のいく学習活動が行えるよう、一人ひとりを大切にしたいきめ細かな指導体制の充実を図ります。
- ・各教科や総合的な学習の時間において、自分の考えを表現したり問題を解決したりするなどの学習活動を工夫して取り入れていきます。

○事業の概要

- ・学校評価アンケート調査と標準学力検査(CRT、NRT)の活用
学校評価アンケート調査と標準学力検査を継続実施して、その結果・傾向等を各学校で分析し、具体的な授業改善に役立てます。
- ・保育所・小学校・中学校間の連携の強化
一人一人の子どもの学習や活動履歴の継続的な記録を活用した指導を行います。
- ・思考力・表現力の育成
各教科や総合的な学習の時間の指導法の改善と工夫を推進します。
- ・ICT端末の利用
情報活用能力の育成及びデジタルならではの学習を充実させます。

○達成目標

目標の概要	基準年度の状況 R2年度	目標年度の状況 R7年度
「学習内容が分かる」と回答した児童・生徒の割合 ※学校評価アンケート調査	児童 94.5% 生徒 90.4%	全ての児童・生徒が 「学習内容がわかる」
・小学生児童(国語・算数)はCRT検査の平均得点率 ・中学生生徒(国語・数学)はNRT検査の標準偏差値 ※標準学力検査	児童(国) 70.2% 児童(算) 66.4% 生徒(国) 50.2% 生徒(数) 47.0%	児童(国) 80.0% 児童(算) 76.0% 生徒(国) 70.0% 生徒(数) 67.0%

注1: 学校評価アンケート中の児童とは、小学1年生から6年生までをいう。

注2: 標準学力検査中の児童とは、小学2年生から6年生までをいい
生徒とは、中学1年生から3年生までをいう。

第2「確かな学力」を身に付ける

○事業の成果

- ・学校において、分かる授業に向け、児童生徒の実態を的確に把握するとともに、きめ細かな指導を行いました。
また、児童生徒の思考力や表現力を育成するため、各教科における意見交流学習や総合的な学習の発表会などを実施しました。
- ・学校評価アンケート調査では、「授業が分かる」と答えた児童89.0%、生徒は87.0%でした。
- ・ICTを活用し、個別最適な学びと協働的な学びの往還ができるような学習を計画的に実施し、生きた学力を磨く生徒の育成を目指した授業づくりを実践した。
- ・協働的な学びの場におけるICTの有効活用の研修を継続した。
- ・マイタウンティーチャー2名配置をいかした教科担任制による専門性をいかした授業を実施し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組んでいる成果が見られた。
- ・小・中学校での標準学力検査の結果は次のとおりでした。

目標の概要	R5年度の状況
・小学生児童(国語・算数)はCRT検査の平均得点率(各学年の平均値)	児童(国) 67.3% 児童(算) 60.0%
・中学生生徒(国語・数学)はNRT検査の標準偏差値(各学年の平均値)	生徒(国) 46.5% 生徒(数) 45.9%

○事業の評価 B

- ・学校において、分かる授業に向け、児童生徒の実態を的確に把握するとともに、きめ細かな指導が行われていますが、本年度の学校評価アンケートでは「授業が分かる」と答えた児童・生徒は前年度に比べ、児童は2.0ポイント減、生徒は1.0ポイント減でした。
- ・ICT機器を効果的に活用することで、教科等のねらいを達成することができた。
学習習慣の確立と家庭学習の工夫・改善においては効果的な手法を検討していく。

第2「確かな学力」を身に付ける

第2-(1) 基礎・基本を身に付ける

取組 5 学校力の向上を図る

○現状と課題

- ・ 学校では、学校力・教師力の向上を目的とした研修に努めています。
また、外部講師を迎えての校内研修も実施しています。
- ・ 片品村小中学校教育研究会が組織され、村内の子どもたちの学力向上に向け教職員どうしが情報交換と研修に努めています。
- ・ 若い教職員が多く活気があるが、経験年数が短いために教師力向上のための研修が必要です。
- ・ 教職員の多忙化が問題となっており、早急な対応が求められています。

○取組の方向

- ・ 学校は教師力の向上に努めるとともに、その取組を評価・改善し、学校力の向上に努めます。
- ・ 教育委員会は、教師力の向上のための研修や、片品村小中学校教育研究会の取組を積極的に支援します。
また、校内研修の充実に向け、外部講師の派遣を行います。
- ・ 教職員の多忙化解消に向けた取組への支援を行っていきます。

○事業の概要

- ・ 県教委主催の研修会等への教職員の参加
総合教育センターや利根教育事務所の研修に参加したり、指導主事の派遣を要請しアドバイスを受けるなどして、教師の指導力の向上を図ります。
- ・ 学校での校内研修や片品村小中学校教育研究会の活動の充実
校内研修の充実に向け、外部講師派遣等の支援をします。
非常勤講師も校内研修に参加できるよう支援します。

○達成目標

目標の概要	基準年度の状況 R2年度	目標年度の状況 R7年度
指導力向上のため全教職員の研修への参加	—	100%
学校への外部講師派遣の回数 (各学校の年間平均回数)	—	3回

第2「確かな学力」を身に付ける

○事業の成果

- ・ 教育事務所の指導のもとに校内研修の充実を図るとともに、県総合教育センターの研修に教職員が積極的に参加し、教師力の向上に努めました。
- ・ 今年度の教職員研修は、新型コロナウイルスの影響により規模の縮小等でしたが、オンライン研修等を活用し、積極的に参加できました。また、オンラインを活用することで、教員の移動等の負担が軽減できました。
- ・ 校内で協働的な学びの場におけるICTの有効活用の研修を継続しました。
- ・ 全ての教職員が「同僚性・協働性を発揮しながら組織の一員として周囲の教職員と連携・協力し、各自の職能成長が図られました。

○事業の評価 B

- ・ 外部講師招聘については、目標値を達成できるように工夫しながら支援します。
- ・ 片品村小中学校連携委員会はコロナ禍で積極的な活動ができませんでしたが今後も取り組みを継続して支援します。
- ・ 廃止、縮小、ICT化が可能な業務の検討、児童生徒の保護者間との連絡ツールの再検討など、教職員の多忙化解消に向けた取組への支援を行っていきます。
- ・ 今後も管理職と教職員のそれぞれが長時間労働の解消に向けワークバランスの意識を高め、連携して業務の見直しに取り組みます。

第2「確かな学力」を身に付ける

第2-(2) 学ぶ意欲を高める

取組 6 読書環境を豊かにする

○現状と課題

- ・ 片品村では、標準図書冊数の50%を更新する図書充実5カ年計画を策定し、図書の充実に努めています。
- ・ 学校では、図書の充実と、家庭との連携による読書の推進や、読書に興味を持たせ、豊かな心を育てるための読み聞かせ活動などに取り組んでいます。
- ・ 尾瀬じどうかん図書室の状況
令和2年度の蔵書数は7,673冊です。
貸出方式(ブラウン式)を平成27年度より導入しています。
- ・ 言語能力を伸ばすためには、読書の機会の充実が必要ですが、その環境はまだ十分とはいえません。
- ・ 子どもたちや地域住民が、よりいっそう読書に親しむことができるような取組が求められます。

○取組の方向

- ・ 子どもたちの言語活動の充実と豊かな情操の育成をめざし、学校・家庭・地域の連携による読書活動の広がりを推進します。
- ・ 図書室の図書を充実させるとともに、成人者の利用の促進を図れるよう開館日や開館時間を検討します。
- ・ 県立図書館と連携し、読書環境の充実を図ります。

○事業の概要

- ・ 学校での読書教育の推進
学校では、子どもたちがより多く読書に親しめるように、図書室のあり方や読書の時間や読み聞かせなどの工夫をします。
- ・ 尾瀬じどうかん図書室の利用促進
図書の充実を図るとともに、開館日・開館時間の検討や広報によるPR活動等を実施します。

○達成目標

目標の概要	基準年度の状況 R2年度	目標年度の状況 R7年度
「読書が好きだ」と回答した児童・生徒の割合 ※学校評価アンケート調査	小学6年 58.6% 中学3年 76.2%	小学6年 85.0% 中学3年 85.0%
図書室の年間利用者数(延人数)	児童・生徒 4,611名 成人 1,628名	児童・生徒 5,000名 成人 2,500名

第2「確かな学力」を身に付ける

○事業の成果

【学校図書】

- ・本年度の各学校図書事業は、次のとおりです。
予算額 片小 30万円 片中 50万円
執行額/執行率 片小 111,980円/ 37.3%
片中 314,306円/ 62.8%
- ・学校では、朝読書・読み聞かせの会・家庭との連携で読書活動を推進しました。
- ・各小中学校では実践活動として、次のように取り組みました。
保護者や地域の方々に読み聞かせをお願いしました。
家庭においても読書の習慣づけを図るようお願いしました。
学年ごとに尾瀬じどうかん図書室を利用し、現地にて1時間読書に取り組みました。
読書通帳を利用して、読書活動に取り組みました。
図書館・本棚を整備したり、コーナーを作るなど使いやすくする工夫をしました。
図書委員がポップ作りを行うなど、図書室に行きやすい環境作りをしました。
図書館にある本を紹介するため、移動図書を設置しています。
- ・学校評価アンケート調査の「読書が好きだ」の調査については、生徒は55%で目標には届きませんでした。

【尾瀬じどうかん図書室】

- ・図書室の12月末までの利用状況等は次のとおりでした。
利用者数
児童生徒 1,567人（対目標値比 31.3%）
成人 354人（対目標値比 14.1%）
- ・利用者数について、今年度は臨時休業や利用制限は行いませんでしたが、児童生徒数の減少もあり、児童生徒、成人とも目標利用者数には届きませんでした。
- ・新規に図書78冊を購入しました。
- ・子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示すため、「片品村子ども読書活動推進計画」を策定しました。

○事業の評価 B

- ・子どもたちの読書教育を推進するため、学校図書の整備を進めます。
- ・尾瀬じどうかん図書室では、県内図書館との相互貸借による利用者への本の提供にも努めています。
- ・次年度も、引き続き図書とDVDの充実を図り、図書室利用者のニーズに対応していく予定です。

第2「確かな学力」を身に付ける

第2-(2) 学ぶ意欲を高める

取組 7 地域と連携した学校づくりを推進する

○現状と課題

- ・学校では、PTAや学校支援組織(学校支援センター、地域学校協働本部)の協力のもと、地域の教育力を活かした学校づくりや子どもたちの指導の充実に努めています。地域住民が学校の求めに応じて教育活動の支援を行うとともに、子どもたちとのふれ合いの場になっています。
- ・協働活動推進員や地域住民の参画により、放課後等における見守り活動、学習・体験活動(かたしな子ども学校)に取り組み、学校に対して様々な協力や支援活動を行っています。(地域学校協働活動)
- ・地域の方々とのふれあい活動は、子どもたちの言語活動やコミュニケーション活動の充実に役立っています。
- ・校長の諮問機関として学校評議員を教育委員会が委嘱しています。
(主な構成:学識経験者・PTA会長・区長代表・児童委員・各団体の役員等)
- ・学校関係者評価委員による、学校の取組に対する意見交換を実施しています。

○取組の方向

- ・地域住民や保護者と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進します。
- ・これまでの既存の学校支援組織等を活かしながら、学校と地域がパートナーとして一緒に片品村の教育を考え協議する体制を整備し、連携・協働による取組を進めていけるようにします。(学校運営協議会制度)

○事業の概要

- ・学校運営協議会制度の導入
学校と保護者、地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む『学校運営協議会』を導入し、「地域とともにある学校づくり」を推進します。
- ・地域学校協働活動の充実
これまでの学校支援センターの機能を基盤としながら、幅広い地域住民等の参画を得て地域学校協働活動を推進するとともに、県主催の研修会等への参加促進と、村内における情報交換の場をつくります。

○達成目標

目標の概要	基準年度の状況 R2年度	目標年度の状況 R7年度
地域と学校の連携強化	連携の強化	連携の実践

第2「確かな学力」を身に付ける

○事業の成果

- ・ 学校支援センターの機能を生かした地域学校協働活動に取り組み、関係者間で連携・協力を図りながら、教職員だけではできない体験活動や子どもたちと地域の方との触れ合い活動等を実施しました。
- ・ 片小では、実物投影機を活用して読み聞かせを行ったり、クラブ活動に地域の方を講師としてお招きして実施したりしました。また、かたしな子ども学校も地域の方の参画を得て実施しました。
- ・ 片中では、地域の事業所にお世話になって職業体験学習を行ったほか、書写の授業や総合的な学習の時間に地域の方にご協力いただいて、授業を行いました。
- ・ 令和2年度までの学校評議委員制度に代わって、令和3年度から「学校運営協議会」を設置し、今年度は協議会を年4回開催しました。
- ・ 文部科学省の「地域と学校の連携・協働体制構築事業」を活用し、教職員が対応しなければならない業務と教職員以外でも対応が可能なものを明確にし、教職員の業務負担を軽減することを目標に地域学校協働活動を生かした教職員の働き方改革を進めてきた。

月45時間以上の時間外勤務を行う教員の割合で達成度を測ったところ、今年度は0%であった。

協働活動支援員が下校指導を行うことで、放課後の教員の時間確保に一定の効果を出している。今後は、学校側とも協議しながら、昼休みの活動支援や清掃支援など、教職員の業務負担軽減のためにできることを考えていきたい。

○事業の評価 B

- ・ 感染症の影響により中止や縮小されてしまった活動もありましたが、できる範囲の中で地域の支援者の協力を得ながら学校の教育活動の充実を図ることができました。今後は、実施の仕方を工夫するなどして更なる充実に努めます。
- ・ 学校運営協議会の実施により、学校課題を地域の課題として受け止め、地域全体で子どもたちを見守っていこうとする考えを共有することができました。

第3「豊かな心」を育てる

第3-(1) 豊かな人間性を養う

取組 8 道徳教育を推進する

○現状と課題

- ・新学習指導要領では道徳の時間を「特別の教科道徳」として位置付け、小学校は平成30年度から、中学校は平成31年度より全面実施されています。
 - ①他者、社会、自然とかかわる中で、ともに生きる自分への自信を持たせる。
 - ②基本的な生活習慣の確立と、社会生活を送る上での最低限の規範意識を身に付ける。
- ・学校では、道徳教育の全体計画を作成し道徳教育を推進しています。また、地域の教育力を活用した道徳教育活動を実践しています。
- ・教育振興基本計画策定に向けた前期アンケートでは、道徳教育で力をいれるべき内容として、多くの保護者が次の項目をあげています。
 - 思いやり・親切 友情・信頼・助け合い 礼儀
 - 節度・節制・自立 尊敬・感謝

○取組の方向

- ・学校では、道徳教育の計画づくりや授業研究会などにより、指導内容や指導方法の改善・向上を図ります。
- ・社会教育では、家庭教育と関連させ、道徳教育に関しての大人の理解を深めるようにしていきます。

○事業の概要

- ・学校での道徳教育の充実
道徳教育の全体計画を作成するとともに、校内での授業研究会や各種研修会へ教職員が参加、また地域素材の活用など、道徳の指導の工夫と向上に努めます。
- ・保護者や地域住民への啓発活動
家庭教育と連携させ、「ぐんまの子どものためのルールブック50」(県教委)等の利用促進を図るとともに、各種団体の会議における啓発活動を推進します。

○達成目標

目標の概要	基準年度の状況 R2年度	目標年度の状況 R7年度
「答えが一つではない課題に子供たちが道徳的に向き合い、考え、議論する」道徳教育への転換により児童生徒の道徳を育む。		道徳教育の充実を図る

第3「豊かな心」を育てる

○事業の成果

- ・ 校内研修との連携を図り、考え議論する児童の姿が見られる道徳の授業づくりを目指して授業改善を図りました。
- ・ 片品村健全育成中央会議を中心に、社会教育関係団体(子ども会育成会・PTA等)や学校の協力のもと、地域の大人の研修や情報交換を実施し、子どもたちの健全育成に向けて村全体で取り組みました。
- ・ PTA活動や子育て講座などにおいて、子どもたちの豊かな心の育成に向けた保護者の役割等について啓発活動を行いました。

○事業の評価 B

- ・ 片品村健全育成中央会議を中心とした健全育成の取り組みを充実させます。
- ・ 今後、今の方策「考え議論する道徳の授業づくり」を「自分の考えを深める道徳の授業づくり」にかえて取り組みます。

第3「豊かな心」を育てる

第3-(1) 豊かな人間性を養う

取組 9 人権教育を推進する

○現状と課題

- ・学校では、人権週間を設定して講話を聞いたり意見作文を書くなど、集中的な指導に取り組んでいます。道徳教育や各教科等の授業改善においての手立てや道徳教育の小中連携について協議・検討していきます。
- ・社会教育では、片品村人権講演会を役場他部局や関連団体と連携し実施しています。また、県教委(利根教育事務所)主催の人権教育指導者研修会等へのPTAの参加などを通じた啓発活動を推進しています。
- ・片品村人権教育推進方針の具現化や群馬県の「11人権重要課題」に対する取組が充実するよう、研究を深めながら学校教育と社会教育で連携した実践を継続していきます。
- ・人権教育の取組を、村のWebページや広報、生涯学習・人権教育だより等で定期的に情報提供を行い、地域全体で人権意識を養い、人権尊重の精神を高め、一人ひとりを大切にしたい人権教育の充実が図れるよう努めていきます。

○取組の方向

- ・豊かな心の育成を目指し、学校教育と社会教育との連携を図りながら基本的人権を尊重する教育を推進します。
- ・学校では、道徳の時間や各教科及び行事等において人権教育を推進します。
- ・社会教育では、関係団体等と連携・協力した人権教育を推進します。

○事業の概要

- ・学校での人権教育の推進
人権週間等における人権標語や作文を通して、子どもたちの人権意識の向上を図ります。
- ・社会教育での啓発活動の充実
人権擁護委員や北毛地域人権啓発ネットワーク協議会及び役場他部局と連携し、人権講演会を開催します。また、県教委主催の研修会等への参加促進を図ります。

○達成目標

目標の概要	基準年度の状況 R2年度	目標年度の状況 R7年度
片品村人権講演会の回数と参加者数	1回 130名	1回 150名
人権教育の充実	人権教育の充実を図る	

第3「豊かな心」を育てる

○事業の成果

- ・学校において人権集中学習等を設定し児童・生徒の人権意識の向上に努めました。
- ・学校と保護者と連携し、いじめのない学校づくりに努めました。
- ・利根教育事務所主催の人権教育研修会が年2回実施され、各校のPTA役員や社会教育委員、社会教育関係団体の方々にご参加いただきました。
- ・学校教育と社会教育の連携に努め、「片品村人権教育推進方針」の具現化や群馬県の「11人権重要課題」に対する取組が充実するよう努めました。
- ・保健福祉課や片品中学校と連携して「片品村人権講演会」を実施し、中学生を含めて今年度は110名ほどの参加者がありました。この講演会をきっかけの1つとして学校教育と社会教育の連携に努め、村民の人権意識向上のための取組を推進しました。
- ・学校教育と社会教育の連携を深めながら人権教育を推進していくために、「人権教育総合推進会議」と「いじめ防止子ども会議」を同日に位置づけました。
- ・第2回の「人権教育総合推進会議」と「いじめ防止子ども会議」は4年ぶりに対面で実施することができました。

○事業の評価 B

- ・学校では、各校取組の仕方を工夫していじめのない学校づくりに努力し、成果を上げることができました。引き続き、いじめ防止や人権に対する意識の向上に努めます。
- ・来年度以降も「人権教育総合推進会議」を開催し、学校・家庭・地域が一体となった人権教育の総合的な取組を推進していきます。
- ・県や利根教育事務所の研修会等で学んだ成果を、各PTAなどにおける啓発活動に生かせるよう支援をします。

第3「豊かな心」を育てる

第3-(2) 学校と家庭・地域が協力して取り組む

取組10 家庭教育を支援する

○現状と課題

- ・全国学力学習状況調査では、規則正しい生活習慣が学習意欲と学力につながっているというデータがあります。
- ・学校では、保護者と連携し子どもたちの望ましい生活習慣や学習習慣の向上に向け保護者会や研修会等の取組をしています。
- ・健康管理センターでは、子育て支援として「おかあさんみんな集まれ」や、「ベビーサロン」等の取組をしています。
- ・教育委員会では、保護者が集まる機会を活用した子育て講座を実施しています。
- ・家庭の教育力向上を図るため、保育所・学校・教委・健康管理センター等における保護者向けの取組を連携させていく必要があります。

○取組の方向

- ・子どもたちの望ましい生活習慣・学習習慣・豊かな人間性の育成のため、学校や各組織で行う取組を連携させ、保護者の教育力の向上を推進します。
- ・子育てに関する保護者向けの学習機会を提供するとともに、多くの地域住民に家庭教育の大切さを啓発していきます。

○事業の概要

- ・PTA活動の充実
学校の活動への協力や研修会の開催および参加を通して、学校と連携した家庭教育の向上を図ります。
- ・保護者や地域住民の学習機会の充実
健康管理センターや保育所・学校等と協力し、子育て講座やその他の研修会への参加を促進します。

○達成目標

目標の概要	基準年度の状況 R2年度	目標年度の状況 R7年度
県主催のPTA指導者研修会(利根沼田地区)への参加者数	6名	6名
村教委主催の子育て講座等の回数と参加者数(延人数)	2回 30名	2回 30名

第3「豊かな心」を育てる

○事業の成果

- ・ 片品村PTA連絡協議会は内容を精査し、書面会議で行いました。
- ・ PTAによる学校の教育活動への協力を継続して行っています。
- ・ PTA指導者研修会は3年ぶりに参集で実施されました。
- ・ 村教委主催の子育て講座を下記のように実施しました。

就学時健診を利用した子育て講座 9/21 片品小学校 16名参加

講座内容 「小学生になる子どもたちの自信を育むかかわり」

講師:石川京子先生

中学校入学説明会における子育て講座 1/26 片品中学校 28名参加

講座内容 「思春期に寄り添う アサーティブ・コミュニケーション」

講師:高橋祐紀先生

○事業の評価 B

- ・ コロナ禍で縮小傾向となってしまったPTA活動ですが、活動の内容や方法を検討し、会員の皆さんに無理なく有意義な活動になるよう支援します。
- ・ 村教委主催の子育て講座は、ほとんどの保護者に参加していただける貴重な機会なので、参加者にとって有意義なものとなるよう内容を検討し、開催します。

第3「豊かな心」を育てる

第3-(2) 学校と家庭・地域が協力して取り組む

取組11 豊かな体験活動の充実を図る

○現状と課題

- ・子どもどうしの外での遊び、家の手伝いとしての農作業などが少なくなり、自然や農業に関する体験が少なくなっています。
子どもたちは休日等に子どもだけで家で過ごす時間が多くなり、テレビを見たりゲームなどで遊ぶことが増えています。
- ・学校では、片品の自然を活かした体験活動や、地域の方々の協力のもとに様々な体験活動が実施されています。
特に中学校では、4日間の職業体験活動も実施しています。
- ・社会教育関係団体(子ども会育成会・スポーツ少年団等)や各種団体により子ども向けの様々な体験活動が実施されています。組織編成及び内容の検討が課題として挙げられます。
- ・教育委員会主催による体験活動も実施されています。
- ・小学校では、5・6年生を対象にした「海と山の交歓会」を、昭和41年度から千葉県銚子市の明神小学校と行っております。
- ・中学校では3年生を対象とした海外派遣事業を令和元年度から実施しています。
(※令和2年度 3年度 4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。)

○取組の方向

- ・地域の自然や地域の教育力を活かし、子どもたちが様々な生活体験・自然体験・農業体験等を行える場をつくります。
- ・地域の各団体や企業、また個人の活動の情報を収集し、家庭や地域と連携し、子どもたちの豊かな体験を通して、自己肯定感や社会性、規範意識を育成する取組を支援します。

○事業の概要

- ・学校での体験的な活動の充実
地域の教育力を生かして、尾瀬学習や総合的な学習の時間等における各種体験活動を充実させます。
- ・社会教育での体験教室等の充実
社会教育関係団体や役場他部局等と連携し、地域の大人と子どもたちのふれ合いを大切にした自然・伝統文化等の体験活動の場をつくります。

○達成目標

目標の概要	基準年度の状況 R2年度	目標年度の状況 R7年度
子ども会育成会活動を通じた活動の充実	活動の充実を図る	
公民館講座として実施する子ども向け体験教室の年間回数	自然 1回 文化 1回 科学 1回	自然 2回 文化 2回 科学 2回

第3「豊かな心」を育てる

○事業の成果

- ・学校では、感染症を機にさまざまな活動を見直し、地域の教育力を生かした効果的な取り組みを模索しているところです。今年度は小学校の銚子市明神小学校交歓会は夏・冬とも実施することができました。中学校の台湾交流派遣も4年ぶりに再開することができました。
- ・子ども会育成会の活動については、予定していた行事をすべて行うことができました。地区によっては、子どもの数が少なく団体競技ができなくなってきたことからドッジボールをやめて個人でできるグランドゴルフ大会に変更しました。すべての行事に多くの子ども達が参加してくれました。
- ・親子向け公民館講座として「子どもと大人の自然学校」を夏休み中に開催しました。また、「おもしろ科学教室」についても昨年に引き続き、実施することができました。
- ・小学5年生を対象として村内の施設で自然体験学習を行いました。
- ・かたしな子ども学校では、感染症対策を行った上で次のような体験活動を実施しました。
パン作り教室、水泳教室、絵画教室、プログラミング教室、書道教室、竹細工教室、モルック教室、あつまれ！えいごチャレンジ、あつまれ！アートチャレンジ、あつまれ！スポーツチャレンジ
- ・文部科学省の「地域と学校の連携・協働体制構築事業」を活用し、子どもたちに体験の機会をより多く提供すると共に、活動プログラム等の参加を通して子どもたちが地域の方との関わりを深めることを目標に、地域学校協働活動を生かした体験活動の充実を図ってきた。
1年間で行われた活動プログラムや体験イベントの実施回数で達成度を測ったところ、今年度は45回であった。
夏休みを中心に多くの活動プログラムを実施し、延べ300人ほどの参加者があった。また、地域の文化協会の方に講師として入っていただき、もの作り教室を実施することで、地域の方との交流も深めることができた。

○事業の評価 B

- ・感染症が落ち着きを見せ始めたので、数年ぶりに開催できた事業や新しく実施できた事業もありました。今後も、実施方法や活動形態を工夫しながら一つでも多くの事業を実施したいと思います。
- ・かたしな子ども学校、放課後児童クラブと連携して、感染症対策を行いながらさまざまな体験活動を実施しています。
- ・子ども会育成会連絡協議会や各地区が独自で行う体験活動を継続して支援します。

第4「健やかな体」をつくる

第4-(1) 健康な体をつくる

取組12 健康・体力づくりを推進する

○現状と課題

- ・ 各種調査結果で見る村内の小・中学生の現状は次のとおりです。
 - ①永久歯のう歯数が群馬県平均よりやや低い傾向にあります。
 - ②運動能力は全国平均より高い傾向にありますが、小・中学生では肥満の割合がやや多い傾向にあります。
- ・ 児童・生徒数の減少に伴い、スポーツ少年団活動の縮小化や、中学校の部活動種目が減少してきています。
- ・ 片品村体育協会各団体やスポーツ推進委員会を中心に地域ぐるみでスポーツを楽しめる環境づくりに取り組んでいます。

○取組の方向

- ・ 児童・生徒の健康教育の充実を図ります。
- ・ スポーツ少年団活動を支援します。
- ・ 中学生の部活動を支援します。
- ・ 運動する機会や場所を提供し、活発な活動を支援します。

○事業の概要

- ・ 健康管理負担事業
健康診断を実施し児童・生徒の健康管理に努め、健康・体力の向上を図ります。
- ・ スポーツ少年団育成委託事業
大会や指導者育成を充実させ、スポーツ少年団活動を支援します。
- ・ 中学生部活動支援事業
施設の充実を図り、学校の求めに応じて外部指導者の派遣を行い、中学生の部活動を支援します。
- ・ 全国大会レベルの選手育成を図ります。
- ・ 小中学生運動連携事業
片品村体育協会各団体やスポーツ推進委員・地域の方々と協力し、夕方～夜に体育館等で実施できる競技講習や大会を開催し運動推進を促す。

○達成目標

目標の概要	基準年度の状況		目標年度の状況	
	R2年度		R7年度	
「視力0.9以上」の児童・生徒の割合 ※利根郡養護部会の調査	小学6年	32.0%	小学6年	40%
	中学3年	61.8%	中学3年	40%
「体力優良証」を交付した児童・生徒の割合	児童	16.6%	児童	20%
	生徒	26.3%	生徒	35%

○事業の成果

第4「健やかな体」をつくる

- ・ 全児童生徒と教職員を対象に胸部レントゲン検査等を実施し、健康管理と体力向上を図りました。
- ・ 養護教諭や保健師による歯科衛生指導を進めた結果、歯科治癒率がかなり向上しました。
- ・ スポーツ少年団員が減少している中で、より多くの団員の参加を得るため、スキー競技では低学年の参加者も受け入れています。
- ・ 体育協会各団体による各種教室開催、中学校各部活動実施に伴う体育施設の使用を支援しました。
- ・ 体力優良証の交付は、次のとおりです。
（小中学生全員 交付者/対象者数）
片小33/126人、片中21/83人
- ・ 体力優良証交付率 小学校 38.1% 中学校 39.5%
- ・ 体力優良証の交付率は、小中学校ともに前年より増加しました。

○事業の評価 B

- ・ 各種検査については継続実施し、健康管理と体力向上を図ります。
- ・ う歯は乳幼児段階での予防が大切なので、関係機関と連携を図り早期予防に努めます。
- ・ 低学年のうちからスポーツ少年団活動に参加することで、高学年になった時リーダーシップを発揮できる団員を育成していくことを目指します。
- ・ 体育協会等の各種団体への情報提供や中学校部活動の支援には継続して努めます。
- ・ 近視は、生活環境に大きく影響されるので、目の緊張をとるためにも運動を取り入れていくことが効果的なので、積極的に体を動かすことを推奨していきます。
- ・ 体力優良証の交付率は、小学校・中学校ともに目標を達成できるように努めます。

第4「健やかな体」をつくる

第4-(1) 健康な体をつくる

取組13 地域の特長を活かした食育を推進する

○現状と課題

- ・子育ての基礎となる知育・徳育及び体育の調和がとれた食育を推進しています。
- ・令和2年度のアンケートでは、「必ず朝食を食べる」と回答した児童・生徒の割合は89.5%でした。
- ・安心・安全な学校給食の提供に加え、学校・家庭・地域が連携し「食育」・「食農」教育に取り組んでいくことが課題です。
- ・学校給食では、郷土を理解するために片品産の食材を利用し、食文化継承のために「片品の日」を実施しています。

○取組の方向

- ・健康な身体をつくる基本である「早寝・早起き・朝ごはん」を推進します。
- ・安心・安全な学校給食を提供します。
- ・学校・家庭・地域で連携して食育を推進します。
- ・農業体験などの体験学習と併せて「食育」・「食農」を推進します。

○事業の概要

- ・「片品の日」
片品の伝統食や行事食を給食に取り入れ、昔から受け継がれてきた健康への思いや郷土を理解する機会を提供します。
- ・保健福祉課が進めている「片品村食育推進計画」を共同で推進していきます。

○達成目標

目標の概要	基準年度の状況 R2年度	目標年度の状況 R7年度
「必ず朝食を食べる」と回答した児童・生徒数	89.5%	100%
「片品の日」実施日数	12日	12日

※片品村学校給食センター調査

第4「健やかな体」をつくる

○事業の成果

- ・各学校の調査において「必ず朝食を食べる」と回答した児童生徒は84.0%でした。
- ・「片品の日」の取り組みにより、伝統食や行事食を給食に取り入れることにより、郷土を理解する機会を提供できました。(令和5年度12回実施)

○事業の評価 B

- ・朝食は一日の活動の源となるので、引き続き「早寝・早起き・朝ごはん」の啓発活動に取り組みます。
- ・「片品の日」は、郷土を理解したり良い家庭環境を形成していく観点からも意義のあることなので、継続して取り組みます。

第4「健やかな体」をつくる

第4-(2) スポーツを振興する

取組14 スポーツへの関心を高め活動を推進する

○現状と課題

- ・ 体育協会、スポーツ推進委員会を中心としてスポーツ振興に取り組んでいます。
- ・ 体育協会の20の部による各種大会・教室・講演会等が自主的に運営されています。
- ・ 令和元年度で第61回目を数えた「村民運動会」は、村をあげての大イベントであり年中行事の一つとして定着しています。(令和2年度 3年度 4年度はコロナ感染症対策により中止)

ただし人口減少に伴い、村民運動会や各種区対抗競技についても、競技の見直しや参加制限の撤廃等の改革をしながら、村民皆で楽しめるスポーツイベントを検討していくことが課題です。

- ・ 子どもから高齢者まで多くの村民が楽しめる生涯スポーツを推進するとともに、競技スポーツの向上を支援することが必要です。

○取組の方向

- ・ 体育協会やスポーツ推進委員会と連携し生涯スポーツを推進します。
- ・ 競技力向上のための支援体制の充実を図ります。
- ・ 村民運動会や各種区対抗競技を見直しをしながら、皆が参加しやすいスポーツイベントを推進します。

○事業の概要

- ・ 生涯スポーツの推進
体育協会の運営を支援します。
スポーツ推進委員が中心となりニュースポーツ等の振興を推進します。
- ・ 競技スポーツの支援
社会体育の発展に貢献した体育関係者及び優秀な成績を収めた選手を表彰します。
全国大会等への出場選手の支援を実施します。

○達成目標

目標の概要	基準年度の状況	目標年度の状況
	R2年度	R7年度
ニュースポーツ等各種運動教室の開催	4回/年	6回/年
国体出場種目数・選手数	2種目 12名	3種目 15名

第4「健やかな体」をつくる

○事業の成果

- ・ 体育協会定期理事会(総会)を開催でき様々な議案について協議ができました。
- ・ 村民運動会を含む区対抗競技全て中止となりました。
- ・ 片品村地区交流ソフトボール大会を開催できました(3地区の参加)。
- ・ 村民運動会の代替事業として「第2回片品村ウォークラリー大会」を開催しました。
(昨年を超える69組・236名の参加があり、参加者からも非常に好評でした。)
- ・ 村民運動会の代替事業第2弾として、「片品村ミニバレーボール大会」を開催しました。
(16チーム・約100名の参加があり、参加者からも好評な事業でした。)
- ・ 夜間のスキー競技力向上のため、ナイター練習を補助しました。
- ・ 体協や村内団体等精力的に活動している団体へ助言・助成等を行うことができました。

○事業の評価 B

- ・ 地区交流という形ではありましたが、3年ぶりにソフトボール大会を開催しました。
- ・ 「第2回片品村ウォークラリー大会」を開催できおおむね成功でした。
- ・ 「片品村ミニバレーボール大会」を開催できおおむね成功でした。
- ・ 新しい競技スポーツへの支援として、スキーナイター練習補助を実施しました。
- ・ 上記のようにスポーツ行事については少しずつ開催できるようになってきました。
来年度についても、スポーツを通じた地域交流の推進を図っていきたいと考えます。

第4「健やかな体」をつくる

第4-(2) スポーツを振興する

取組15 公共体育施設の有効利用を図る

○現状と課題

- ・ 公共体育施設を利用して、各種スポーツ大会・教室・講習会等を開催しています。
- ・ 公共体育施設は、村内の旅館・民宿等の宿泊者のスポーツ合宿等にも貸し出しを行っています。利用後の清掃等が不十分な場合もあります。
- ・ 公共体育施設の計画的な維持管理と、新たな施設整備の検討が必要です。

○取組の方向

- ・ 施設の有効利用を図ります。
- ・ 施設利用時のマナーアップを図ります。
- ・ 施設の計画的な維持管理と、新たな施設整備を検討し実施します。

○事業の概要

- ・ 施設の有効利用の推進
学校行事・村行事・地区行事等との調整を図りながら施設の有効利用を促進します。
- ・ マナーアップの推進
利用前の施設点検・利用後の清掃の徹底等のマナーアップを図ります。

○達成目標

目標の概要	基準年度の状況 R2年度	目標年度の状況 R7年度
施設の利用	調整会議の充実	有効利用を図る
利用者のマナー	マナーアップを図る	

第4「健やかな体」をつくる

○事業の成果

- ・施設の利用実績は次のとおりで、利用回数は前年より増加傾向です。

令和5年度	2月末現在	1,450回
令和4年度	12月末現在	1,222回
- ・施設使用料収入も回復傾向です。

令和5年度実績(令和6年2月15日現在)	2,871千円
令和4年度実績(令和5年3月31日現在)	1,549千円
- ・学校施設のゴミの持ち帰り忘れや、社会体育施設の電気の消し忘れなどの報告がありました。

○事業の評価 B

- ・令和5年度の利用実績は昨対比1.2倍、施設使用料は1.85倍となり回復傾向です。(合宿等の利用や村内団体の利用も増加してきました。)
- ・公共体育施設の倉庫清掃や備品整理等も実施し、おおむね備品の把握もできました。
- ・公共体育施設を活用して「片品村ミニバレーボール大会」等の事業も開催できました。
- ・コロナも落ち着き施設利用も元に戻ってきました。さらなる利用実績のアップ、利用マナーの推進、各種スポーツ・文化イベントの開催に力を入れていきたいです。

第5「ふるさと片品を愛する心」を育てる

取組16 地域の伝統と文化の価値を再発見し継承する

○現状と課題

- ・地域の伝統文化や伝統行事を大切にしながら、保存継承に努めています。
- ・平成26年度に改訂した「片品村誌」の有効活用を図ります。
- ・片品中学校では、「弟子入り講座」等を実施し、文化財調査委員や高齢者の方達から、地域の伝統文化を学んでいます。

○取組の方向

- ・「片品村誌」の解説講座を開催し、伝統文化の保存継承に努めます。
- ・片品中学校で取り組んでいる「弟子入り講座」を継続して実施し、地域の伝統文化の再認識と保存継承に努めます。
- ・片品村の地域資源や伝統文化を再認識し、保護と活用に努めます。
- ・文化財の活用につながるよう、文化財の保護、文化財指定、調査研究等を進めるよう努めます。

○事業の概要

- ・「片品村誌」解説講座の開催
村誌の執筆者や編纂に携わっていただいた方々に協力していただき、講座を開催し、伝統文化の保存継承に努めます。
- ・中学生「弟子入り講座」活動
片品中学校で取り組んでいる「弟子入り講座」を継続して実施します。
- ・「片品村文化財めぐり」活用事業
文化財パンフレット(四街道)を活用した公民館講座を実施し、近隣市町村民との交流を図り、文化財の再認識と有効な活用に努めます。

○達成目標

目標の概要	基準年度の状況 R2年度	目標年度の状況 R7年度
片品村文化財めぐりの回数と参加者数	2回 延べ約15人	2回 延べ約30人
中学校「弟子入り講座」開設数	7講座	10講座

第5「ふるさと片品を愛する心」を育てる

○事業の成果

- ・文化財調査委員の案内による「片品村文化財めぐり」を今年度は武尊街道で実施しました。昨年度は半日で2カ所巡る計画でしたが、今年度は1カ所に3時間以上かかる計画だったため、武尊街道のみとなり、参加者は6名でした。
- ・総合産業文化展で「文化財めぐり」の様子を展示していただきました。興味を持って見てくれた方もいたので、来年度の参加者につながることを期待したいです。
- ・日本遺産「かかあ天下ーぐんまの絹物語」のストーリーの理解をより深めてもらうため、今年度も構成文化財として「永井いとの肖像画」のレプリカを花の駅に展示中です。
- ・10月20日の片中文化の日に「弟子入り講座」が開催されましたが、今年度も外部講師はお願いせずに、片中教員による講座開設になりました。

○事業の評価 B

- ・「片品村文化財めぐり」を実施し、村内の貴重な文化財を再認識することができたこと、また、参加者からも高い満足度をいただいていることは評価できると考えますが、参加者が減少してきているので対策が必要です。今後も、文化財調査委員会や社会教育委員会で内容等を検討・協議をしていきながら開催していきます。
- ・村指定の文化財が、ぐんま絹遺産や日本遺産に認定され注目されているので、観光産業等関係機関との連携活用も考えていく必要があります。また、他の文化財の活用に関しても検討が必要です。
- ・片中文化の日の「弟子入り講座」は、今年度は外部講師を依頼することができませんでしたが、感染症の状況を考慮しながら来年度以降の実施を考えていきます。

第5「ふるさと片品を愛する心」を育てる

取組17 豊かな自然を活かした環境教育を推進する

○現状と課題

- ・現在は様々な環境問題が生じており、環境教育が重要になってきています。
- ・片品村では、尾瀬を始めとする豊かな自然環境に恵まれている立地条件を活用して村内の小中学生を対象にした環境教育に取り組んでいます。
- ・群馬県では、自然を守ることの大切さや環境問題に気付かせるため、県内の小中学生を対象にした「尾瀬学校」に取り組んでいて、多数の児童・生徒が尾瀬を訪れています。
- ・県立尾瀬高校では、「自然との共生」を図ることのできる人づくりを目指して自然環境科を設け、自然を知り環境を保護する実践的な能力を育成しています。

○取組の方向

- ・自然環境資源を活用した環境教育を推進します。
- ・県立尾瀬高校などの関係団体と連携した環境教育を推進します。
- ・地域や団体の自主的な取組を支援します。

○事業の概要

- ・尾瀬学校支援事業
村内の小中学校の「尾瀬学校」を支援し環境教育を推進します。
- ・子ども向け自然体験事業
小中学生と保護者を対象とした「子どもと大人の自然学校」の実施や小学生を対象とした「かたしな子どもキャンプ」の後援を行い、自然の中での環境教育を推進します。

○達成目標

目標の概要	基準年度の状況 R2年度	目標年度の状況 R7年度
「子ども向け自然体験事業」の参加者数	30名	40名
学校での環境教育の取り組み	小中学校で現状どおり取り組む	

第5「ふるさと片品を愛する心」を育てる

○事業の成果

- ・ 学校では尾瀬ネイチャーラーニング等の自然体験活動を実施しました。

片小 3・4年森林学習(武尊山) 7/4
5年尾瀬ネイチャーラーニング6/22～6/23
6年尾瀬学習(アヤマ平)6/30
3年森林教室(学校林)9/26

片中 3年尾瀬ネイチャーラーニング 9/15
2年自然観察会(武尊山)9/26
1年学校周辺の環境講座(結婚の森)11/7

- ・ 子どもと大人の自然学校

尾瀬ヶ原 参加者9名 7/31

○事業の評価 B

- ・ 学校では、発達段階に応じたテーマ設定をして、尾瀬などの自然環境についての学習を進めることができました。
今後も引き続き学校における自然体験活動を支援していきます。
- ・ 学校の取組では、片品山岳ガイド協会との連携を図り、実施することができました。
- ・ 自然体験事業に、より多くの方々に参加していただけるような、日程・内容・広報等の工夫を図ります。

第6「人のつながりを大切にしたい学びあい」を進める

取組18 子どもたちの居場所づくりの充実を図る

○現状と課題

- ・ 片品村は観光地また農産地であるため、土曜・日曜に関係なく働く保護者が多いという実態があります。このため、放課後や休日に、子どもたちが安全に生活できる体制を考える必要があります。
- ・ 放課後や夏休み等における子どもたちの安全な居場所づくりの充実を図るため、平成22年度より「かたしな子ども学校事業」(放課後子ども教室)に取り組んでいます。
- ・ 平成28年度に小学校4校が統合されましたが、保護者や地域の方、協働活動推進員の方々の協力により、統合後も「かたしな子ども学校」を実施しています。
- ・ 「かたしな子ども学校」は、平成29年度から、共働き家庭の子どもたちの生活の場である「尾瀬放課後児童クラブ」と一体的に実施しています。

○取組の方向

- ・ 子どもたちが下校するまでの放課後の時間や、保護者の迎えを待つ時間、また夏季休業中における保護者が働いている時間などに、安心・安全に遊んだり学習したりできる居場所づくりの充実を図ります。
- ・ 小学校の支援組織による放課後の活動を支援するとともに、地域と学校が連携・協働した仕組みづくりを工夫していきます。(地域学校協働活動)
- ・ 地域全体で子どもたちの成長を支えるとともに、子どもたちにとって豊かな学びとなるよう、地域住民との交流及び体験活動を充実させます。

○事業の概要

- ・ かたしな子ども学校事業(平成22年度より開始)
子どもたちの放課後や夏季休業中の安心・安全な居場所づくりとして、「協働活動推進員」及び地域住民による見守り活動を実施します。
- ・ 放課後児童クラブとの一体型実施の推進
放課後児童クラブと連携し、協力して活動プログラムを企画・運営したり情報共有したりして、子どもたちの多様な活動を支援し見守ります。
- ・ 情報交換と研修
運営に関する協議や情報交換を行うため、関係者による会議を定期的で開催します。また、協働活動推進員の情報交換の場や研修の機会をつくります。

○達成目標

目標の概要	基準年度の状況 R2年度	目標年度の状況 R7年度
かたしな子ども学校の活動の充実	活動の充実を図る	

第6「人のつながりを大切にしたい学びあい」を進める

○事業の成果

- ・放課後の子どもたち(小学生)の居場所づくりとして、「かたしな子ども学校事業」を実施しました。協働活動推進員を配置し、学校や児童館と連携しながら火～金曜日の放課後に実施しました。
- ・放課後の子どもたちのよりよい活動のために、活動内容や活動場所等を児童館と相談しながら工夫して活動に取り組みました。
- ・今年度も10日間のかたしな子ども学校「夏休み教室」は実施しませんでした。パン作り教室や水泳教室、絵画教室など、7つの体験プログラムを実施しました。1年生から6年生まで延べ128名の児童に参加していただきました。
- ・「放課後子ども教室支援員等研修会」や「現代的課題課題解決支援講座」等に参加いただき、研修の場とすることができました。
- ・今年度は、スポーツ推進委員と連携した「あつまれ！スポーツチャレンジ」、地域の方に講師としてご協力いただいている「あつまれ！えいごチャレンジ」の他、文化協会の方等を講師として「あつまれ！アートチャレンジ」が実施できました。
- ・毎月1回、関係者による運営会議を開催し、活動についての話し合いや情報交換を行いながら事業が充実するよう努めました。

○事業の評価 B

- ・平成29年度より放課後児童クラブと一体型で実施しており、学校、児童館と連携しながら安心・安全な居場所づくりの充実を図っています。
- ・国の施策「地域と学校の連携・協働体制構築事業」と連携して、よりよい放課後の居場所づくりを推進します。
- ・感染症も落ち着いてきたので、新しいプログラムを実施することができました。しかし、今後も感染症対策を考慮した事業の実施が求められると考えられますので、学校や児童館などと協力しながらよりよい実施方法を探っていきます。

第6「人のつながりを大切にしたい学びあい」を進める

取組19 文化・芸術活動を推進する

○現状と課題

- ・文化協会による各種教室の開催や総合産業文化展を開催し、文化・芸術の振興に努めています。
- ・片品村文化センターを活用し、学習グループ等の成果を発表し合う場をつくとともに、優れた芸術(音楽・映画等)に触れる機会をつくっています。
- ・子どもたちがすぐれた芸術に触れたり、実際に活動したりできるように、学校や外部の芸術家等と連携した演奏会などを実施しています。

○取組の方向

- ・文化協会の活動を支援するとともに、学習成果の発表の機会の提供や、学習成果を活かしての子どもたちとのふれ合い活動の場をつくっていきます。
- ・文化センターの有効な利活用を図り、子どもたちや地域住民が、すぐれた文化・芸術に接する機会を提供します。
- ・村内の学校や各種団体と連携し、発表会や鑑賞会などを実施します。

○事業の概要

- ・文化協会支援事業
文化協会に補助金を交付し活動を支援します。
- ・片品村総合産業文化展開催事業
11月上旬に文化展を開催し、文化・芸術活動の推進を図ります。
- ・文化センター活用事業
映画会などの文化・芸術活動を行います。

○達成目標

目標の概要	基準年度の状況		目標年度の状況	
	R2年度		R7年度	
片品村総合産業文化展 出展作品数(文化的)	児童・生徒	315点	児童・生徒	350点
	成人	365点	成人	400点
	合計	680点	合計	750点
片品村文化センターにおける映画会 上映作品数	1作品		1作品	
鑑賞者延人数	250名		250名	

第6「人のつながりを大切にしたい学びあい」を進める

○事業の成果

- ・ 第55回片品村総合産業文化展の開催
(一般作品181点、保育所・学校関係が257点の合計438点の展示があった)
- ・ 第37回芸能発表会の開催
「出演者 25(人・団体)」
- ・ 第25回かたしな音楽祭の開催
「出演者 35(人・団体)」
- ・ かたしな映画会 上映作品数 1作品
(子どもたちを中心に200名以上の方々が来場。上映作品は、長ぐつをはいたネコと9つ命)

○事業の評価 B

- ・ 文化展については、コロナ禍で2年間中止になり、令和4年度から再開したが一般参加者の出品数が減っている状況にある。また、子どもの数も年々減少しておりいかにして出品数を増やし、多くの方々に来場してもらえるか検討や工夫をして行かなければなりません。
- ・ かたしな映画会では子ども達やその家族を中心に楽しんでいただけた映画会となりました。昨年度よりも来場者が多少減少しましたが、開催日の見直しや作品の選定など、アンケート結果を参考に検討したいと思います。今後も住民のニーズにあった映画を上映するように努めていきます。
- ・ 芸能発表会・かたしな音楽祭については、コロナ禍で3年間中止となっていましたが、今年度から再開することができました。

第6「人のつながりを大切にしたい学びあい」を進める

取組20 生涯学習を推進する

○現状と課題

- ・ 片品村では、社会教育関係団体(文化協会・体育協会・子ども会育成会等)の活動が、長年にわたり行われています。
- ・ いつでも、どこでも、誰でもが学べる環境づくりを推進するため、住民の学習ニーズを把握し、また、各種団体や県・他市町村と連携して、学習機会の情報を提供する必要があります。

○取組の方向

- ・ 住民の学びのニーズを把握し、必要な講座等の開催に努めます。
- ・ 社会教育関係団体や学習グループの活動が活性化されるよう支援するとともに「学びたい人」への情報提供を推進します。

○事業の概要

- ・ 公民館講座開催事業
「大人の学び」アンケート調査により住民の「学び」に対するニーズを把握し、講座等を開催します。
- ・ 「学び」に関する情報提供
「広報かたしな」への記事の掲載、生涯学習だよりなどの発行、また村ホームページの活用などを通して広く村内に県や他市町村等の学習情報を積極的に提供します。また、近隣市町村との交流を図る為、各種講座の周知に努めます。

○達成目標

目標の概要	基準年度の状況 R2年度	目標年度の状況 R7年度
ニーズを考慮した講座の開催	4 講座	5 講座
生涯学習だよりの発行	年2回発行	年3回発行

第6「人のつながりを大切にしたい学びあい」を進める

○事業の成果

- ・令和5年度は下記の2講座の開催でした。
 - ・子どもと大人の自然学校 7/31(月)8:30～16:00
 - ・片品村文化財めぐり 10/22(日)8:00～12:00
- 2講座とも事前周知は、チラシ、防災無線、広報等で広く募集を行いました。
事後報告は、片品村の広報に掲載して情報提供に努めました。

○事業の評価 B

- ・現在開催されている講座は、2講座のみとなっています。一度中止となったものを元に戻すのは難しい状況にあります。今までの講座を再開するか、また新たな講座を始めるか協議や検討を行かなければならないと思います。
- ・「片品村文化財めぐり」については、参加者が6名という結果となりました。令和4年から多くの方が参加しやすいようにと平日開催していたものを見直し、今年も日曜日の開催でありましたが効果の薄いものとなりました。コロナが「5類感染症」に移行されたことから県内から広く公募し、開催場所等工夫をこらした開催を検討する必要があります。

資料

事務の管理及び執行状況の点検・評価の実施方針

平成21年2月10日
片品村教育委員会

(趣旨)

第1 この実施方針は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第26条の規定に基づき、片品村教育委員会(以下「教育委員会」という。)が実施する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(以下「点検・評価」という。)について定める。

(点検・評価の対象)

第2 点検・評価の対象は、本年度に管理及び執行した事務のうち、別紙に掲げる事項とする。ただし、片品村教育振興基本計画が策定された後は、片品村教育振興基本計画に掲げられた事務を点検・評価の対象とする。

(実施時期)

第3 点検・評価は、毎年度実施する。

(資料の整理)

第4 点検・評価に資するため、事務局(法第18条に定める事務局をいう。以下同じ)は必要な資料を整理する。

(点検・評価の実施方法)

第5 点検・評価は、教育委員会議(片品村教育委員会会議規則第2条で定める会議をいう。以下同じ)で行う。

- 2 教育委員会は、法第26条第2項に定める学識経験者の知見を活用するため、教育に関し学識経験を有する者に教育委員会会議に出席を求め、又は、書面により意見の聴取を行うものとする。

(公表等)

第6 教育委員会は、点検・評価の結果に関する報告書を作成し、これを片品村議会に提出するとともに公表する。

(庶務)

第7 点検・評価に関する庶務は、教育委員会事務局総務係において行う。

【別紙】

点検・評価の対象となる施策及び項目

- 1)「安心・安全に学べる環境」をつくる
 - (1)心穏やかに学べる環境をつくる
 - ①保・小・中の一貫性のある教育を実現する
 - ②個に応じた教育的支援を推進する
 - (2)人と環境にやさしい学校をつくる
 - ①子どもたちの安全を確保する
- 2)「確かな学力」を身に付ける
 - (1)基礎・基本を身に付ける
 - ①質の高い学習指導を推進する
 - ②学校力の向上を推進する
 - (2)学ぶ意欲を高める
 - ①読書環境を豊かにする
 - ②地域と連携した学校づくりを推進する
- 3)「豊かな心」を育てる
 - (1)豊かな人間性を養う
 - ①道徳教育を推進する
 - ②人権教育を推進する
 - (2)学校と家庭・地域が協力して取り組む
 - ①家庭教育を支援する
 - ②豊かな体験活動の充実を図る
- 4)「健やかな体」をつくる
 - (1)健康な体をつくる
 - ①健康・体力づくりを推進する
 - ②地域の特長を活かした食育を推進する
 - (2)スポーツを振興する
 - ①スポーツへの関心を高め活動を推進する
 - ②公共体育施設の有効利用を図る
- 5)「ふるさと片品を愛する心」を育てる
 - ①地域の伝統と文化の価値を再発見し継承する
 - ②豊かな自然を活かした環境教育を推進する
- 6)「人のつながりを大切にしたい学びあい」を進める
 - ①子どもたちの居場所づくりの充実を図る
 - ②文化・芸術活動を推進する
 - ③生涯学習を推進する

令和5年度 片品村教育行政方針
－ 楽しく学び 明るく鍛えあい 豊かな心を育む 片品教育 －

I 基本理念

片品村は、「生きる力」を育むため、目指す教育の姿として今までの基本理念である「楽しく学び 明るく鍛えあい、豊かな心を育む、片品教育」を掲げました。

- ・物事を理解する手段を獲得するために、「知ることを学ぶ」こと
- ・自己が置かれた環境の中で創造的に行動するために、「為すことを学ぶ」こと
- ・社会の営みに参画し協力するために、「(他者と)共に生きることを学ぶ」こと
- ・この3つの学びから導き出される、「人間として生きることを学ぶ」こと

II 基本施策

基本理念の実現を目指して「かたしなの教育」では、次の基本施策を定めました。

- 1)「安心・安全に学べる環境」をつくること
- 2)「確かな学力」を身に付けること
- 3)「豊かな心」を育てること
- 4)「健やかな体」をつくること
- 5)「ふるさと片品を愛する心」を育てること
- 6)「人のつながりを大切にしたい学びあい」をすすめること

III 取組の柱

- 1)「安心・安全に学べる環境」をつくる
 - (1)心穏やかに学べる環境をつくる
 - ①保・小・中の一貫性のある教育を実現する
 - ②個に応じた教育的支援を実施する
 - (2)人と環境にやさしい学校をつくる
 - ①子どもたちの安全を確保する
- 2)「確かな学力」を身に付ける
 - (1)基礎・基本を身に付ける
 - ①質の高い学習指導を推進する
 - ②学校力の向上を推進する
 - (2)学ぶ意欲を高める
 - ①読書環境を豊かにする
 - ②地域と連携した学校づくりを推進する

3)「豊かな心」を育てる

(1) 豊かな人間性を養う

① 道徳教育を推進する

② 人権教育を推進する

(2) 学校と家庭・地域が協力して取り組む

① 家庭教育を支援する

② 豊かな体験活動の充実を図る

4)「健やかな体」をつくる

(1) 健康な体をつくる

① 健康・体力づくりを推進する

② 地域の特長を活かした食育を推進する

(2) スポーツを振興する

① スポーツへの関心を高め活動を推進する

② 公共体育施設の有効利用を図る

5)「ふるさと片品を愛する心」を育てる

① 地域の伝統と文化の価値を再発見し継承する

② 豊かな自然を活かした環境教育を推進する

6)「人のつながりを大切にしたい学びあい」を進める

① 子どもたちの居場所づくりの充実を図る

② 文化・芸術活動を推進する

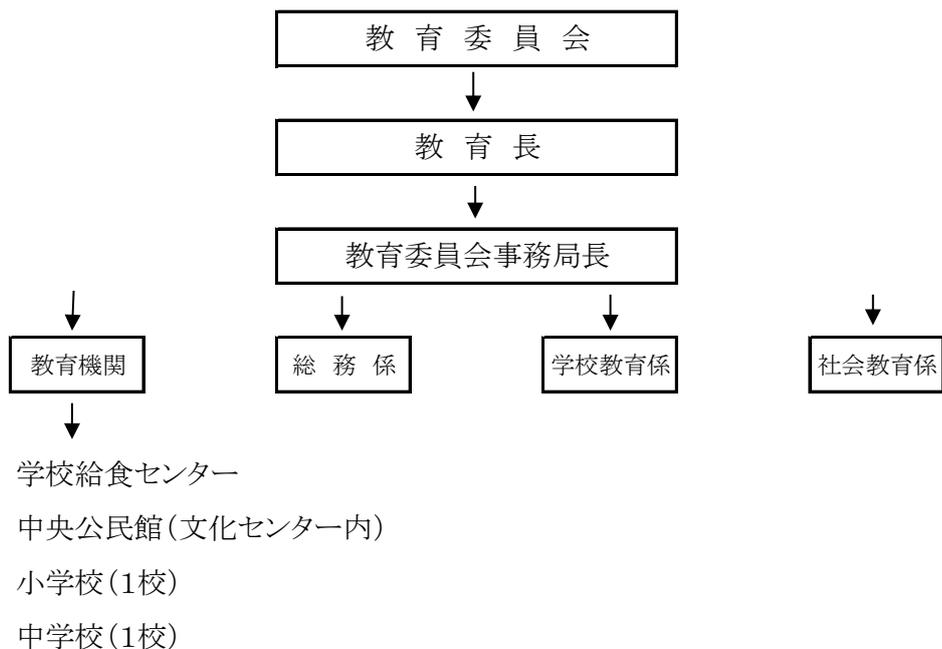
③ 生涯学習を推進する

1 教育委員会委員

(令和6年3月1日現在)

職名	氏名	任期
教育長	萩原明富	令和5年4月1日～令和8年3月31日
委員(教育長職務代理者)	矢内洋子	令和2年4月1日～令和6年3月31日
委員	大竹光一	令和3年4月1日～令和7年3月31日
委員	星野幸一	令和4年4月1日～令和8年3月31日
委員	永井清香	令和5年4月1日～令和9年3月31日

2 教育委員会の組織



3 公立学校施設

(1) 小学校

(令和6年3月1日現在)

学校名	開設年月	児童数
片品小学校	明治25年4月	116人

(2) 中学校

(令和6年3月1日現在)

学校名	開設年月	生徒数
片品中学校	昭和22年4月	77人

令和5(2023)年度
教育委員会の点検・評価報告書

【令和5年度事業】

発行 令和6年3月

編集 片品村教育委員会

〒378-0415

群馬県利根郡片品村大字鎌田3982番地

TEL 0278-58-2144

FAX 0278-58-4611

URL <http://www.vill.katashina.gunma.jp>